

多賀城市広告付き番号案内表示機設置運用事業仕様書

この仕様書は、多賀城市役所市民課窓口等に設置する番号案内表示システム等の機器の設置及び運用について必要な事項を定めたものである。この仕様書に定めのないものについては、多賀城市（以下「本市」という。）と事業者が協議の上で決定する。

1 事業名

多賀城市広告付き番号案内表示機設置運用事業

2 事業期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

ただし、本市と受託者間で合意したときは、期間を延長することができる。

3 システムの稼働時間

午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く）

※臨時窓口等開設による休日や、平日夜間など業務時間の変更に伴い延長又は短縮できること。

4 設置場所

多賀城市役所1階待合ホール、市民課及び国保年金課付近

5 事業者の業務

- (1) 番号案内表示システムの設置、撤去及び設置場所の原状回復
- (2) 番号案内表示システムの不具合時等の対応
- (3) 行政情報映像の作成、放映
- (4) 放映する広告内容に係る対応

6 導入機器の設置台数及びその仕様

(1) 受付番号札発券機 2台

ア 表示部はタッチパネル式とする。

イ 1台1画面で4業務の受付をできるものとする。

ウ 発券プリンターを内蔵していること。

エ 発券番号は、3桁まで表示できるものとし、業務区分別に発券番号帯を設定できること。

オ 各業務別の待ち人数を常時表示できること。

カ 発券する番号カードに、番号、年月日、発券機ボタンの用件を印字できること。

キ 受付件数や待ち時間等のデータ集計ができること。

(2) 受付用番号表示パネル 6台

- ア 番号表示が3桁まで表示することができ、明瞭で、視認性に優れたものであること。
- イ 電子音声用スピーカーを内蔵し、表示パネルごとに音量の調整が可能であること。
- ウ 繰返しての呼出しが可能で、裏面（職員側）に待ち人数や時間が表示されること。

(3) 受付用番号案内表示モニター 1台

- ア 大きさは46インチ程度で薄型とする。
- イ 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。
- ウ 呼出時に不在等の理由による保留番号をモニターに表示させる機能があること。

(4) 交付用番号案内表示モニター 1台以上

- ア 大きさは46インチ程度で薄型とする。
- イ 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。
- ウ 呼出音声に来庁者に明瞭に聞こえるように、スピーカー等を効果的に配置すること。
- エ 職員が呼び出し操作機を操作することにより、モニターに任意の番号を表示させて呼び出せる機能及び音量調節機能があること。

(5) 呼出操作機 7台

- ア 受付窓口カウンター上での事務に支障のない大きさで、操作性に優れたものとする。
- イ 画面に呼出時に不在等の理由による保留番号を一覧表示できること。
- ウ 任意で番号の表示及び消去が可能であること。
- エ 発券機用の紙残量警告表示できること。
- オ 通信障害のリスクを考慮し、有線接続ができること。

(6) 交付番号案内システム 1台

- ア バーコードリーダーを装備し、業務で使用する番号コードを読み取り、交付用番号案内表示モニターに番号を表示し呼び出しが行えること。
- イ タッチパネル、キーボード等による番号直接入力により、交付用番号案内表示モニターに番号を表示し呼び出しが行えること。

(7) 行政情報広告モニター 3台

- ア モニターは薄型で場所を取らない大きさとし、このうち2台については、本市民課の番号案内表示モニター（46インチ程度2台）と併用できる程度の大きさのものとする。他の1台については、国保年金課待合に支障のない程度の大きさとし、いずれも来庁者が視認しやすい位置に配置すること。
- イ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び掲載内容の自動再生が可能であること。

7 行政情報及び広告の掲載方法等

(1) 行政情報の広報

ア 事業者は、本市が提供するデータに基づき、掲載するコンテンツを作成すること。

イ 行政情報に関しては、全掲載枠の25パーセント以上の掲載枠を確保すること。

ウ その他、行政情報の広報に関する本市の要求に可能な限り対応すること。

(2) 広告の掲載

ア 行政情報に関しては、本市から提供を受けた素材を元に編集をして掲載することとし、その内容はあらかじめ本市の審査を受けること。

イ 広告に音声を付ける場合は、来庁者を不快にさせることや業務に支障となることのないよう留意すること。

ウ 広告内容に関しては、多賀城本市広告掲載要綱を遵守すること。

エ 広告内容に関しては、事業者において審査し、本市の事前承認を受けた広告以外は掲載できないものとする。広告内容を変更する場合も同様とする。

オ 広告の内容に関する問い合わせ、苦情等については、事業者が責任をもって対応するものとし、問題が発生したときは速やかに問題を解決すること。

(3) その他の留意事項

ア 行政情報及び広告の掲載枠数・掲載回数・管理等については、事業者の選定後、本市と協議の上決定する。

イ 事業者を選定されたものは、協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ本市の了承を得た場合はこの限りでない。

ウ モニターの表示・掲載に係るシステム作業に当たっては、本市の担当部署の指示に従い進めること。

エ 災害情報等の緊急情報を速やかに表示できること。

8 維持管理等

(1) 事業者は、システムの円滑な運営に資するため、定期点検、清掃等を行うとともに必要に応じて消耗品の補充を行うこと。

(2) 事業者は、システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。

(3) 事業者は、システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うとともに、問い合わせには速やかに対応できる体制を整備すること。

(4) 事業者は、システムの操作マニュアルを作成し、本市に提出すること。

9 費用負担

- (1) 広告付き番号案内表示機等設置事業関連機器の調達、設置、設置場所の変更・撤去（協定期間終了後の現状回復を含む）に伴う工事費用は、事業者の負担とする。
- (2) 設置後の維持管理（定期点検、故障発生時等の緊急対応）費用は、事業者の負担とする。
- (3) 各付属設備及び消耗品は事業者の負担とする。
- (4) 行政情報及び広告の制作等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (5) 行政情報及び広告モニターの電気料金は、事業者の負担とする。

10 その他

- (1) 広告付き番号案内表示機等設置事業関連機器の設置に当たっては、転倒防止、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。特に天井等に機器を設置する場合は事前に現地で調査の上、既存の設備・配線等を把握し、落下等がないよう、適切に設置すること。なお、補強工事が必要な場合は、その費用は事業者の負担とする。補強の方法は本市と事業者との協議により決定し、庁舎本体に負担のかからない方法で行うものとする。
- (2) 本市の庁舎建替えや災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じた場合の、機器等の移設に伴う費用は事業者の負担とする。
また、その際の機器や設置場所等については、本市と協議して行うこと。
- (3) 本仕様書において、明示のない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と協議するものとする。
- (4) 本市は、環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、契約の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
- (5) 本市は、本市が発注する物品購入等における暴力団の排除等に取り組んでいることから、次に掲げる事項を実行すること。
 - ア 事業者は、当該協定の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
 - イ 事業者は、上記アにより警察への通報等を行った場合には、速やかに多賀城市市民経済部市民課長（以下「課長」という。）にその内容を書面により報告すること。
 - ウ 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長と協議を行うこと。